

**今回のテーマ：解雇の際に気をつけるべきことは？**

Q. 「1 か月前までに、本人に告げれば、解雇は可能」と聞いたが、間違いないでしょうか？

A. 1 か月前までに、本人に告げれば、解雇は可能という根拠は、労働基準法第20条のことを言われているものと推測します。労働基準法第20条によると「使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。」とあります。よって、30日前までに本人に告げれば解雇可能と理解されたのですが、それだけでは、十分とは言えません。

実は、労働契約法第16条によると「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当でない場合は、無効とする」とあります。すなわち、解雇を行う場合には、①客観的に合理的理由（気分とかで解雇するのではなく、それなりの理由が必要）および②社会通念上相当（世の中全体の通常の流れで認められる）でないとその解雇自体が認められないといえます。よって、順番的には、労働契約法第16条を先に検討し解雇できると判断したなら、労働基準法第20条の手続きを行うということが通常の流れとなります。

よって、安易に解雇することは認められませんので、実際に解雇を行おうとする場合には、社会保険労務士などの専門家にきちんと相談されることを強くおすすめいたします。

**解雇には、相当な理由が必要！**

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問  
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和  
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205  
湖東ビル 2階 2-2号室  
TEL 077-518-1960  
FAX 077-586-7481  
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp  
HP http://www.office-kojitani.com/



**執筆者プロフィール**

滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

**労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！**